

On Shintai (進退) and Shinshi (進止) in the Heian Period

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/18206

平安期の進退・進止について

梅田康夫

一 はじめに

進退・進止は、日本中世の土地法を理解するための重要な概念の一つとして、職や知行とともに法制史上大きな論争を惹き起こしたテーマである。中世土地法研究に先駆的な業績を残した中田薫氏によれば、進退・進止は領掌、領知、知行と同じく不動産物権の行使状態を称する用語であった。⁽¹⁾と同時に、進退・進止が人を支配することにも用いられる点を中田氏は指摘し、それは公法上の支配権として捉えられた。⁽²⁾その後牧健二氏は、知行との比較で進退・進止の内容とその特徴について述べたが、この問題を最も詳細かつ本格的に論じたのは石井良助氏であった。⁽³⁾

石井氏は、進退・進止の用例をつぶさに吟味した上で、それは「不動産の私法的処分権、宛行補任権と没収改易権及び之に関する裁判権を内容とする観念である」とし、⁽⁴⁾用益に関する知行に対し、進退・進止は広義の意味での処分を内容とする観念であったと論じた。いわゆる知行論争において、進退・進止に関する石井氏のこの議論は重要な争点の一つとされ、高柳真三氏による批判を蒙るところとなった。⁽⁵⁾しかし、石井紫郎氏が述べているように、高柳氏の批判は実証的な分析の上になたって提起されたものではなく、「実質的には、異なった方法論に基

く抽象的・超越的批判に殆んど終始したために、本論争は不幸なすれちがいとなってしまった」といってよい。⁽⁸⁾その後、石井良助氏は、進退・進止は処分権のほかにも勸懲権をも含むこと⁽⁹⁾、さらに進退・進止は鎌倉期に入つてはじめて裁判権の意味をも獲得したこと⁽¹⁰⁾、等を指摘して自説の補充をはかつてゐる。

このように、法史学の分野では、一定の批判は受けつつも石井説が一応通説的立場にあるといえるが、しかし、それが歴史学の分野にそのままの形で受け入れられたかという点必ずしもそうはいえないようである。安田元久氏は、一般的には進退・進止に関する法史学者の議論を了承しつつも、地頭の下地進止権の具体的内容を分析し、それは勸懲権、収納権、検注権、および百姓の管領に進退権を含んだものとする⁽¹¹⁾。それは、所領に対する領主権の主要な要素と考えられている。また、佐々木宗雄氏は、より直截に石井説を批判し、石井氏によつて掲げられた進退・進止の諸権能は現象形態にすぎず、進退・進止の本質は支配権であつたと述べる⁽¹²⁾。そして、知行と対比して、進退・進止は権門相互間の支配権の帰属を示す場合に用いられるとする。

以上のような学説の展開によつて、進退・進止は、いわば私的な不動産上の処分権から、身分的な関係を基礎にした領主的な支配権、さらには公的な裁判権に至るまで、広範な事象に係わる概念として論じられた。そして、そのどの面をより本質的と考え強調するかによつて、諸説の隔たりは少なからざるものとなっている。しかしながら、進退・進止に関する従来の研究は、おおむね鎌倉期を中心としており、扱われる史料も大部分鎌倉期以降のものといつてよい。進退・進止は、知行とともに平安期以降、律令制の崩壊に進行して次第に一般化してくる概念である。知行については、その律令制的概念との連続性について論じた牧健二氏の研究や⁽¹³⁾平安末期の知行の用例を分析し、知行制成立の歴史的意味を問うた井ヶ田良治氏の研究等がすでに存在する⁽¹⁴⁾。しかし、平安期の進退・進止を対象にした専論は、寡聞にして知ることがない。進退・進止の本来的な意義内容を明らかにするために、その成立期である平安期の研究が非常に重要と考える。本稿では、平安期における進退・進止の用例を

分析し、その統一的な像を得るための基盤作りにくらかでも資すればと思う。

- (1) 『法制史論集』第二巻、七五、二四七・八頁。
- (2) 同右、七六頁。
- (3) 同右、九二頁。
- (4) 「初期封建制度に於ける所領と其給与形式」(三・完)、『法学論叢』二四巻五号、六九一・二頁)、『日本封建制度成立史』二五六・七頁。
- (5) 「中世進止考」(『国家学会雑誌』五三巻七号、四七頁以下)、『日本不動産占有論——中世における知行の研究——』二二九頁以下。
- (6) 前掲書二四六頁。
- (7) 「石井良助「日本不動産占有論」(昭和二七年)——中世における知行の研究——」(『国家学会雑誌』六七巻七・八合併号、八四頁)、「職・知行および進止について——石井教授にこたえる——」(『国家学会雑誌』七一巻三号、六九頁以下)。これに対する石井氏の反論については、「高柳、牧両博士の教えに接して」(『国家学会雑誌』七〇巻八号、四二―四頁)、「再び牧、高柳両博士の教えに接して」(三・完) (『国家学会雑誌』七一巻一一号、七五頁以下) を参照。
- (8) 「知行」論争の学説史的意義 (『国家学会雑誌』八二巻一一・一二合併号、一四五頁)。
- (9) 「地租改正と土地所有権の近代化——その歴史的背景——」(四) (『法学協会雑誌』八六巻二号、八六・七頁)、『江戸時代土地法の生成と体系』一〇〇・一頁。
- (10) 「日本中世土地法の体系」(法学協会編『法学協会百周年記念論文集』第一巻、法一般・歴史・裁判、二二七頁)。
- (11) 「地頭及び地頭領主制の研究」二八六頁以下。

(12) 「鎌倉時代の進止・知行について」(『文化史学』三三三号、一五頁以下)。なお、下地進止の内容については、勸農と百姓管領の権限のみを認めている。「下地進止について」(『史朋』一三三三号、三〇頁以下)。

(13) 「知行の原始段階——律令的知行の成立及び本質——」(野村博士還暦記念論文集「封建制と資本制」一頁以下)。

(14) 「平安時代の知行について」(清水盛光・会田雄次編『封建国家と権力構造』三頁以下)。

二 進退・進止の用例

進退・進止という用語が、平安期の史料においてどのような形であらわれているか、その用法を特に限定せず、まず広く一般的に考察しておく。次に掲げる表1は、正史、格式、古文書類にあらわれた進退・進止の用例である。

(表1)

番号	西暦	主体	対象	出典
①	八〇〇			三代格、卷四、延暦一九年一〇月七日官符
②	八〇九	大舍人山背豊継		平安遣文、四三三八号
③	八一〇			三代格、卷四、大同五年四月一〇日官符
④	八一二			平安遣文、四三五七号
⑤	八一二			三代格、卷四、弘仁三年九月一九日官符
⑥	八一九			三代格、卷四、弘仁一〇年一月五日官符
⑦	八三六			続日本後紀、承和三年四月二四日条
⑧	八六〇			三代実録、貞観二年二月八日条

平安期の進退・進止について

" b	25 a	25	24	23	" c	" b	22 a	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9
"	九九一	九九〇	九八八	九八八	"	"	九七二	九七〇	九六六	九六六	九六三	九五四	九五二	九三九	九三七	九二五	八七四	八六八	八六七	八六〇
長講所	彼堂(觀世音寺金堂)	尋円		二男丙	房司	房司	禪師君				八幡宇佐宮				国司	各戸主等				
庄司職	長講仏僧供料	檢校知務事		遺財雜物	(黒田江西庄地子上分の)遺	(柄結庄地子上分の)遺	御堂(真言堂)				油山				位祿物	庄内公田				
"	平安遺文、三三七号	山門堂社記(群書類従二四輯)	平安遺文、三三九号	平安遺文、三三二二号	"	"	平安遺文、三〇五号	平安遺文、三〇三号	平安遺文、二九七号	符宣抄、卷九、小槻系平申文	平安遺文、四五六四号	符宣抄、卷九、小槻系平申文	朝野群載、卷九、加茂保憲申文	政事要略、卷五九、天慶二年二月一五日官符	政事要略、卷二七、承平七年一〇月一六日官符	平安遺文、二二二二号	三代格、貞觀一六年六月二八日官符	三代実録、貞觀一〇年二月一八日条	平安遺文、一六〇号	政事要略、卷二五、貞觀二年閏一〇月二三日勅

⑬	一〇六五	(聖人)	(所領地畠地子)	平安遺文、四六三五号
⑭	一〇六三	善通寺別当	(葛茶羅寺)寺家	平安遺文、四六三一号
⑮	一〇六二	左右寺家	寺田	平安遺文、四六二九号
⑯	一〇五八	(尼善妙)	(所領田畠)	平安遺文、四六二七号
⑰	一〇五六			平安遺文、七九七号
⑱	一〇五〇	千夏	件地并田	平安遺文、六八五号
" b	"	故親父氏貞神主	"	"
⑳ a	一〇五〇	故四位大夫	件地(所領塩浜等并切間田地)	平安遺文、六七七号
㉑	一〇四五	国郡	(高庭里母底両里)	平安遺文、六一八号
" b	"	(妻)	一戸主半屋三字等遺財物等	"
㉓ a	一〇三五	(国政)	父母遺財物	平安遺文、五四五号
㉔	一〇二三	定清門胤	下院極楽寺并所領庄家田地等	平安遺文、四九二号
㉕	一〇二二	五師大衆	(一五箇坪)坪田	平安遺文、四六八号
㉖	一〇二二			平安遺文、補一五八号
" b	"	寺家	件庄并官燈稻等	"
㉘ a	九九一	長譚僧等	官燈分稻并把岐庄	平安遺文、三五一号
㉙	九九一	藤原扶高	件社(菟足社雜務)	平安遺文、三五〇号
㉚	九九一	藤原扶高	(菟足社領田)	平安遺文、三四八号
㉛	九九一	興福寺	(春日庄田)	平安遺文、三四七号
" b	"	件堂(金堂)	"	"
㉝ a	九九〇	長譚僧	把岐庄	平安遺文、三四〇号

④2	一〇九八	(民有年)	寛九名田	平安遺文、一四〇二号
" b	"	(氏人)	雑務	"
④1 a	一〇九八	寺家	所領庄園	平安遺文、一三九七号
④0	一〇九七			平安遺文、補一八七号
④9	一〇九一	伯父隆源	成願寺	平安遺文、一二九七号
④8	一〇八八			平安遺文、補二八〇号
④7	一〇八八	領主	件(藏人君所領)垣内	平安遺文、一二六二号
④6	一〇八八	国衙	龍口并鷹尾山御鷹	平安遺文、一二五九号
④5	一〇八四	領主	官物租税之外	平安遺文、一二一〇号
④4	一〇八四	大神宮司判官代大中臣近字 (つたむ)	畠地	平安遺文、一二〇七号
④3	一〇八二	領主	(田畠)	大日本古文書(東大寺文書)一〇、四号
④2	一〇八〇	高末	簀川村田畠	平安遺文、補二二号
④1	一〇八〇	高末	簀川村田畠	平安遺文、補二二号
④0	一〇八〇	氏人	延命院	平安遺文、補一七号
④9	一〇七八	(義範)	(小泉庄)	平安遺文、補二三号
④8	一〇七六	寺家	勅旨田・墾田	平安遺文、一一三七号
④7	一〇七六	郡司刀爾等	御油并自余雜事	平安遺文、一一三五号
④6	一〇七二	普通寺	蔓茶羅寺	平安遺文、一〇八八号
④5	一〇七一	普通寺三綱所司大衆	蔓茶羅寺所領田畠地子物等	平安遺文、四六四一号
④4	一〇六八	(僧行達)	(寺領田)	平安遺文、四六三七号

82	一一二六	(潜原)長房子々孫	(久利・仁満両・河内三箇郷)	平安遺文、二〇七六号
81	一一二四	国卒 <small>(穿力)</small>	家地并寺奴	平安遺文、二〇〇九号
80	一一二三	(長男中将)	(預人)	平安遺文、一九九四号
79	一一二二	(平宗継)	(麻生庄公文職)	平安遺文、一九六三号
78	一一一七	(豊良寺)	(上津堰下津堰水)	平安遺文、一八七五号
77	一一一六	(磯部)包元	(治田)	平安遺文、一八六一号
76	一一一五	庄家		平安遺文、一八二九号
75	一一一五	庄家		平安遺文、一八二六号
74	一一一五	使者		平安遺文、一八一七号
73	一一一一	(河後郷司目代藤原)重宗	畠	平安遺文、一七四九号
" b	"	国司		"
72 a	一一一一	私人	勅施入之地	平安遺文、一七四三号
71	一一一〇			平安遺文、一七三九号
70	一一一〇	実遠	雑役	平安遺文、一七三八号
69	一一一〇	(雅平・雅頼)	(少財物)	平安遺文、一七二九号
68	一一〇九	男禪師	(大山庄)	平安遺文、一七〇七号
67	一一〇六	(鴨御社司惟季)	(撰津国長渚御厨地)	平安遺文、一六六〇号
66	一一〇五			平安遺文、一六四一号
65	一一〇四	安倍寺	木本庄	平安遺文、一六二六号
64	一一〇四	寺家	件庄木本庄)	平安遺文、一六二五号
63	一一〇四	大衆	(福林寺)	平安遺文、一六一五号

平安期の進退・進止について

100	一一四五	国衙	郡司刀禰等	平安遺文、二五四一号
100	一一四二	彼院(大教院)	(市橋庄)	平安遺文、二四六九号
99	一一四二	留守所	(豊田庄の勘免)	平安遺文、二四六六号
98	一一三八	(長貞行他)		平安遺文、二三九七号
97	一一三八			平安遺文、二三八三号
96	一一三七	(藤原)藤重子	賢深所領田畠従者等	平安遺文、二三六四号
" b	"	社司	(当庄)	"
95 a	一一三四	寺家	(当庄)	平安遺文、二三〇五号
94	一一三二	□大夫	件地(開田・畠地・塩浜)	平安遺文、四九三四号
93	一一三二	□大夫	件地(開田・畠地・塩浜)	平安遺文、六四八号
92	一一三二	(寺家)	官物雑事	平安遺文、二二二一号
91	一一三一	内蔵允中原有保	(弘田庄本免田以外の)田畠等	平安遺文、四六九五号
90	一一三〇	(内宮禰直荒木田神主)	件(相伝所領)田畠等	平安遺文、二二七二号
" b	一一三〇	当時領主	田畠所当官物	"
89 a	一一三〇	(下総権介平経繁)	件地(所領地)	平安遺文、二二六二号
88	一一三〇	(下総権介平経繁)	相伝私地	平安遺文、二二六一号
87	一一二九	国掌 <small>(宰)</small>	家地并寺奴	平安遺文、二二四七号
86	一一二八	親父長夷朝臣	(賀侶牧)	平安遺文、四六九二号
85	一一二七	(鴨御社司鴨巢主惟季)	(長濱御厨)	平安遺文、二二二二号
84	一一二七	留守所	條々訴裁許	平安遺文、二二〇六号
83	一一二六	在庁官人	庄園之沙汰	平安遺文、二〇八五号

⑩	一一五八	寺家	河流	平安遺文、二九一六号
⑪	一一五七	寺家	所領	平安遺文、二八六九号
⑫	一一五六	寺家	其(古河)以東	平安遺文、二八六五号
⑬	一一五五	彼(行海)律師	件(蓮華院)房舍	平安遺文、二八一六号
⑭	一一五五	(度会正房)	件田(治田)	平安遺文、二八一三号
⑮	一一五四	大勸進	院内諸務・寺領庄園執行	平安遺文、補三二八号
⑯	一一五三	(公侯若末)	件治田	平安遺文、二七八九号
⑰	一一五三	本寺(東大寺)	彼寺(觀世音寺)	平安遺文、二七八三号
⑱	一一五二	馬大夫佐長朝臣	件菩提寺別当執行并寺領田畠等	平安遺文、二七一五号
⑲	一一五一	国司	(洪田庄)	平安遺文、補二二一号
⑳	一一五一	国司	(洪田庄)	平安遺文、四七二六号
㉑	一一五〇	(志貴御厨)	(其残坪々田畠地等)	平安遺文、二七一〇号
㉒	一一五〇	(大中臣朝臣)	件戸	平安遺文、二七〇三号
㉓	一一四九	(度会行末)	件治田	平安遺文、二六七四号
㉔	一一四九	国司		平安遺文、二六六七号
㉕	一一四九	物部清員	件畠地	平安遺文、五〇二一号
" b	"	当時領主正富	田畠所当官物	"
㉖ a	一一四六	(平常晴)	当郡(相馬郡)	平安遺文、二五八六号
" b	"	国司	義朝濫行事	"
㉗ a	一一四五			平安遺文、二五四八号
㉘	一一四五			平安遺文、二五四四号

151	152	" b	153 a	" b	154 a	154	148	147	" c	" b	145 a	" b	145 a	144	143	142	141	140	139
一一七九	一一七八	"	一一七七	"	一一七七	一一七五	一一七五	一一七二	"	"	一一七一	"	一一七〇	一一六九	一一六九	一一六八	一一六八	一一六七	一一六六
(常陸殿御局)	領家方	我(願主比丘尼真理)	僧侶	仁禪門跡	御願財主仙院	彼寺(興福寺)	(度会)恒光	(度会氏)	別当院主	社家	本所	本司	本官	地主	(清原行房)子々孫 <small>(夕親カ)</small>		本社(日吉社)	国衙	(領主 □)
(中尾陵戸田)	地本	深草名 梅津御庄領之新庄田・上御庄田・	仏聖燈油等田園并供僧住僧田畠 恒例講筵用途田等名	"	(大智院領田)	(興庵)	件治田	件戸田	本宮并極楽寺百四十余箇所領等物	宮寺御領	諸寺諸社之領	諸司町地	負処	(久利郷)		(宇多河庄)	当国公田	件畠地	
平安遺文、補一一八号	平安遺文、三八一八号	"	平安遺文、三八一七号	"	平安遺文、補一二四号	平安遺文、三七二五号	平安遺文、三六八一号	平安遺文、三六〇九号	"	"	平安遺文、三五八三号	"	平安遺文、三五五一号	平安遺文、三五二〇号	平安遺文、三五一九号	平安遺文、補一一〇号	平安遺文、三四五七号	平安遺文、四八五〇号	平安遺文、三三七七号

平安期の進退・進止について

172	171	170	169	" b	168 a	167	166	165	164	163	162	161	160	159	" b	158 a	157	156	155	154
	一一八五	一一八五	一一八五	"	一一八四	一一八四	一一八四	一一八四	一一八四	一一八四	一一八三	一一八三	一一八二	一一八二	"	一一八二	一一八二	一一八一	一一八一	一一七九
吏	地頭	兼高	本家	殿下政所	領主	(宰相中将)	寮頭	寺家	神社	社家	寺家	寺家	寺家	(兵部録忠祐)	弁慶	寺内僧達	目代	預所	國司	地頭
	百姓妻子等	諸職田畠等	(泉水津御庄)	(垂水西御牧)	一事已上	(神野真国庄)	基方等	(小東庄)	神社仏寺領	(社領)	東大寺領等	(小東庄)	(清澄庄)	(加惠判)	件三箇条	(野寺)	有限公領	□所出	國領地	(安芸国王生郷)
政事要略、卷五一、交替雜事(調庸未進)	平安遺文、四二七三号	平安遺文、四二六二号	平安遺文、四二四五号	"	平安遺文、四二〇七号	平安遺文、四一八二号	平安遺文、四一六三号	平安遺文、補一四七号	平安遺文、四一五八号	平安遺文、四一五六号	平安遺文、五〇八二号	平安遺文、四一〇〇号	平安遺文、四〇四三号	平安遺文、四〇三一号	"	平安遺文、四〇二三号	平安遺文、四〇二〇号	平安遺文、四〇〇九号	平安遺文、三九九八号	平安遺文、三八九一号

173			延喜式、卷一九、式部下試貢人条
174			延喜式、卷四一、遣台官人条
175			延喜式、卷四六、左右衛門府大儀条
176	東大寺	(小東庄)	平安遣文、四七七七号
177	国司	(供御田)	平安遣文、補二六号
178			平安遣文、補三三三号
179	大勸進	院内諸務・寺領庄園執行	平安遣文、補三八四号

* 欄外に黒丸のあるものは、進止を示す。

* 同一文書で主体あるいは対象を異にする場合は、同一の通し番号の下でa、b、cとアルファベットで区分した。

* 主体・対象において括弧内のもものは、文章の構造上からは判然としないが、内容的な面から判断されたものである。

また、意をもって補った部分も括弧に入れた。

* 出典については、『類聚三代格』は三代格、『日本三代実録』は三代実録、『類聚符宣抄』は符宣抄と略記した。

* ⑨の対象については、『件等』は「件寺」の誤記と考えて「福林寺」を指すものと推定した。

* 『平安遣文』では、⑨の年紀は「□承式年」、⑩の年紀は「天□式年」と推定されているが、両者は内容的には同一

の文書と思われるので、総合して考えて一応天承二年(一一三二)のものとした。なお、⑩と⑪も内容的には同一の文書と思われる。

* ⑮a・bについては、進退を含む「長福寺縁起」の部分は仁安四年(一一六九)に記載されたものであるが、この文書全体が成立した治承元年(一一七七)に一応配置した。

* ⑮の記載部分は端裏にあり、内容的にも後世の追記と考えられるが、一応文書の成立年代に従って配置した。

* ⑯のようにならかなり具体的に年紀を推定できるものもあるが(五味文彦『院政期社会の研究』二四六頁)、年紀の記載がなく年紀を特定できない文書は、そのようなものとして取り扱った。

この表に示された「主体」、「対象」は、あくまでも進退・進止との係わりの点から捉えられたものであり、例えは「AがBを進退・進止せず」という否定的な表現や「甲がAにBを進退・進止せしめる」という使役的な表現の場合も、それぞれA、Bを主体、対象として扱っている。いずれも史料上の表現にほぼ忠実に従って記載したが、位階および田畠の所在・坪付けや田積のようなものは省略してある。日本史研究会史料部会編「類聚三代格索引」には進止の項が、『平安遣文』索引編下には進退と進止の項が拾われているが、少なからぬ脱漏と誤りがみられる。気づいた範囲でできる限りの補充と訂正を加えたが、とはいえまだまだ落ちている用例もあるかと思う。また、進退・進止という用語は日記類等にも散見される。しかし、平安期の日記類を通してそれを検出することができなかつたのでここには掲げていない。そういう訳でこの表は、進退・進止に関して平安期の用例をすべて網羅したものではないが、にもかかわらずその凡そのところは、この表から窺えるといつてよいであろう。何といつても平安期における進退・進止の用例の中心は、『平安遣文』に所載された古文書類におけるそれにあるといつてよい。

表1を概観してすぐに気づくのは、(A)主体、対象の記載のない場合、(B)主体のみ記載のある場合、(C)主体、対象ともに記載のある場合、の三つの場合の区別であろう。対象のみ記載のある場合は、原則的には考えられない。⁽¹⁾

正史・格式における用例は、ほぼ(A)の場合に限られており、そこでは進退・進止は名詞的に用いられることが多い。そもそも、進退・進止という用語が漢語から発していることはいうまでもない。諸橋徹次『大漢和辞典』によれば、進退の意味として、「(1)すすむこととしりぞくこと、進めることと退けること、(2)たちゐるまい、起居動作、(3)人をひきあげて用ひることとおとすこと、用舎、(4)損益する、(5)去就、出所」が挙げられ、進止の意味としては、「(1)すすむことととどまること、進退、(2)たちゐるまい、挙動、挙止、(3)進退・許否の命令、指

図」が挙げられている。(A)の場合の用法は、ほぼこの範囲のなかにあるといつてよい。⁽²⁾このような用法は、当然平安期以前からあり、例えば『日本書紀』や『統日本紀』等にも少なからぬ用例をみることができ⁽³⁾る。

(B)の主体のみ記載のある場合は主に進止にみられ、それは進止の意味の(3)に掲げられた命令や指図をあらわしている。すなわち、ここでは命令・指図の発給主体が示されているのである。進退と進止は共通的に使用される用語であり、その意味も重なり合う部分が多いが、しかし、それぞれに独自の用法もある。去就・出所の意味では進退が、命令・指図の意味では進止が主に用いられる。

いずれにせよ、このように(A)と(B)の場合は漢語の本来的な用法に従っているといえるが、ただその中には少しばかり異質的なニュアンスをもって使われている例がある。(A)の場合でいえば⑨である。この史料は、朔旦冬至が曆博士真野麿等の曆では一月二日になっているのに関して、清和天皇が文章博士菅原是善等に対して「可進退之理」を諮問したものである。この五ヶ所ほどにあらわれる進退は、直接的には日付上において進むことと退くことを意味しているといえようが、とりよ⁽⁴⁾うによつてはそのような操作、すなわち曆上の措置を行なうことを意味しているともとれる。また(B)の場合では、数少ない進退の例である⑩を指摘できる。ここでは正税をもって諸家の封租に充てるべきとする嘉祥元年(八四八)二月二七日格との関連で、食封の補填の件が論じられており、そして調庸等の物に関して「抑非⁽⁵⁾二吏之進退、須⁽⁶⁾待⁽⁷⁾二時之処分」とされている。太政官の命令形式の一つである処分⁽⁸⁾と対比されていることからすると、「吏之進退」とは一応国司の命令と考えられる。しかし、内容的には、そこでいう進退は、調庸等について措置し取り扱うことを意味しているとみることが可能である。このように⑨と⑩の事例は、漢語本来の用法から微妙に外れるニュアンスを有しており、そこには次に述べる(C)の場合に通ずるものを感じとることができる。

さて、『平安遺文』に多数あらわれる(C)の場合において、進退・進止は大体のところ動詞的に用いられる。

従来、法制史や歴史の分野で扱われてきたのは、この(C)の場合の用法である。「国語大辞典」によれば、進退の意味について漢語本来の用法に加えて、「心のままに取り扱うこと、意のままにすること、自由に支配すること」、および「心のままに、土地や人間を取り扱うこと、所領・諸職について宛行(あておこない・あてがい)・没収や補任・改易の権利を持ち、その権限を自由に行使すること」、が掲げられている。進止についてもほぼ同趣旨の説明が一項目ある。また、『社会経済史用語辞典』は、進退について「日本での独自の用法は、意のままにあつかうという意味である」とし、進止の広義の用法として「日本では思うままに土地や人間を進退する意となり支配する意として広汎な用法をもつようになった」と記述する。ごく一般的に大雑把な形でいえば、(C)の場合の用法はこのようなものであり、それは表1からわかるように、一〇世紀以降になって出現し、一〇世紀の末から頻出するようになる用法である。それはいわば「王朝国家体制」、荘園公領制の形成過程にみあつた現象といえる。

(C)の場合の最初の用例は、次に掲げる⑬の「伊勢太神宮司牒案」の例である(傍線筆者)。

伊勢太神宮司牒^{「安文」} 東寺政所衙
欲被殊任 道理返牒、去承和年中以寺領田為成田田壹処、以庄外勅施入東寺五十式箇坪々田、令相博庄内

公田之後、今俄号東寺使猥令虜掠以前相博田不当之状

在相博田坪々飯野多氣兩郡内

(中略)

牒、件庄外施入東寺田、是各戸主等進好所不相博也、而亦件庄田為令成於凹田一処、以庄内公田令相博庄外勅旨田之後、屢經年序之処、令称東寺使無沙汰、妄令虜掠以前相博田之旨、更不知其理、就中以去寛平九年十一月十一日、件飯野郡被奉寄於二所太神宮之後、去延喜年中三郡令班田之日、神社仏寺公田等坪々各被定

置之後、至于今日更無相論之歟、今俄被致如此非理妨之条有何故乎、若枉理有相博之變改者、如本庄内公田各戸主等、可進退領掌歟、乞也衙察状、任道理被返牒者、此被共永可令停止兩方半籠矣、以牒、

延長三年八月廿五日

大司大中臣在名

權大司大中臣在名

少司大中臣 案文同前

この史料は、東寺が庄園一円化のため庄内公田と庄外施入東寺田を相博したにもかかわらず、その後東寺は相博田を「虜掠」せしめんとしたので、伊勢太神宮司が東寺に対しその不当を非難したものである。そして、もしそのように相博を更改するのであれば、もとのように庄内公田を各戸主等が進退領掌すべきかと警告している。進退との関連では、各戸主等が主体、庄内公田が対象という訳である。進退が領掌と並置されている点については後述する。

これ以降おなじような進退・進止の用例は時代を追うにつれ増えてくるが、表1からわかるように、(C)の場合における進退・進止の主体・対象としては、様々な種類のものがある。表現の仕方によって具体的であったり抽象的であったりいろいろであるが、試みにそれぞれいくつかに分類してみよう。

まず主体についてである。主体といっても、それは必ずしも純然たる人的主体に限られる訳ではない。(a)国衙、留守所のような国家的機関、政所のような家政的機関、(b)国郡、厨のような行政的単位、も主体となり得る。また、(c)寺院については、金堂、長講所、大教院のような寺内組織も含めて寺や寺家が、(d)神社については宮、社、社家が主体としてあらわれている。人的主体については、(e)国司、郡司刀禰、在庁官人、目代、

寮頭、本官、本司のような官人、(f) 本家、領家、預所を含めて領主、(g) いろいろな種類の寺僧、(h) 同じ社司・神官、(i) 純然たる私的個人、にとりあえず分類する。

対象については、それは必ずしも純然たる物的対象に限られない。(イ) 裁許、沙汰、勘免、成敗、加判のような一定の行為、免否、興廃、三箇条のような一定の事柄も対象としてあらわれている。諸務や雑務、およびいろいろな執行もここに含まれるであろう。また、(ロ) 預人、従者、作人、百姓妻子のように人間が対象となる場合もある。物的財産とみるのであれば、寺奴もここに含めてよい。さらには、物的対象と捉えられ得るかもしれないが、(ハ) 庄司職、公文職、下司職、預所職のような職がある。⁽⁵⁾ 郡司刀禰と官職名のみで表示される場合も、これに準ずるとみてよいであろう。そして、いわば人的対象と物的対象の統一体として、(ニ) 戸や在家、(ホ) 堂、寺家、寺、院として示されている寺院、(ヘ) 杜家、本官として示されている神社を挙げることができる。物的対象は、大きく動産の対象と不動産の対象に分けることができよう。前者には、(ト) 地子、御油、雑事、官物、雑役のような国家的あるいは領主的な収納物、(チ) 位禄物、官燈分稻のような国家的支給物、(リ) 遺財、財物のような純然たる私的動産がある。後者については、(ヌ) 公領、国領地、私領、社領、寺領、寺社領、私地、所領のような、一般的・抽象的に表現された公私の領地、(ル) 郡、郷、御厨、庄、牧、村のような地域的あるいは行政的単位、(ヲ) 単に田畠、田地、畠地等として表現される場合も含めて、様々な田種名であらわれてくる田畠(ワ) 油山、龍口、河流、堰水のような山野河海、(カ) 垣内、家地、町地のような宅地に一応分類しておこう。これらの主体と対象の相関関係を图示すれば、次表のようになる。⁽⁶⁾ 数字は頻度を示している。

この表2からわかるように、主体としては(i) 私的個人が最も多く、対象としては(ヲ) 田畠が最も多い。そして、その両者の結び付きの頻度も最も高い。これはある意味では当然に予想されることともいえる。主体については、(c) 寺院、(g) 寺僧が多いのが注目される。これは史料の残存状況によるのかもしれないが、あるい

は、進退・進止のいわば日本のな
 用法は、寺院關係を中心にして広
 がっていったことを示すのもし
 れない。対象については、(ヲ)田
 畠について、(ル)地域的・行政的
 単位、(ヌ)一般的・抽象的領地が
 多く、やはり不動産の対象が圧倒
 的に多いことを示している。その
 他では、(イ)行為・事柄が比較的
 多く、その中には㉔の條々訴訟許
 や㉕の成敗のような裁判的事項も
 存在することが注意をひく。進
 退・進止は、平安期においては裁
 判とは全く無關係とはいえないの
 である。⁽⁷⁾さらには、(ロ)人間や
 (ハ)寺院とともに、これまであま
 り注意を払われていないが、(ト)
 国家的・領主的収納物も重要であ
 る。最も代表的な形でいえば、そ

(表2)

(主体) (対象)	(a) 国家的・ 行政的機関	(b) 行政的単位	(c) 寺院	(d) 神社	(e) 官人	(f) 領主	(g) 寺僧	(h) 社司・神官	(i) 私的個人	計
(イ) 行為・事柄	3		2		3	1	3	1	3	16
(ロ) 人間			1	1	3	2			2	9
(ハ) 職	1	1				1			2	5
(ニ) 戸・在家			1	1				1		3
(ホ) 寺院			2				6		1	9
(ヘ) 神社								1		1
(ト) 国家的・領主的収納物			1			4	2		1	8
(チ) 国家的支給物			2		1		3			6
(リ) 私的動産									4	4
(ヌ) 一般的・抽象的領地			4	4	2	2	1	1	4	18
(ル) 地域的・行政的単位	1		12	1	2	1	5	3	6	31
(ヲ) 田畠	1	1	4	1	4	1	8	4	24	48
(ワ) 山野河海	1		2	1					3	7
(カ) 宅地					3	1	1		2	7
計	7	2	31	9	18	13	29	11	52	172

の場合、進退・進止は官物や雑役等の収益権といふことになる。

以上、主体、対象ともに記載のある(C)の場合について述べてきたが、みてきたように主体、対象ともにそれぞれ極めてウアラエティに富んでおり、それらとの関連で進退・進止の意味を一口にいうことは極めて困難である。敢えてその定義をいうとすれば、結局のところ辞書的、一般的な説明にならざるを得ず、進退・進止とは、人をも含めてある一定の事物が人をも含めたある一定の事物を支配し統御することをさす、とでもいうほかはない。その支配・統御の具体的な内容は、これまた主体と対象の差異に応じて極めて多様であり得る。例えば、長講所を主体、庄司職を対象とする㉔bでは、「仍停止明延庄司職了、寺察之状、永令長講所進退、庄司等令彼堂補任、事在興法、不得遺失、故牒」とあり、庄司の補任権を把握することがこの場合の進退の具体的内容であった。また、国衙を主体、郡司刀禰等を対象とする㉔dでは、「加之郡司刀禰等者為国衙之進止、検田検畠之時、以彼等為図師致沙汰之処」とあり、検田に際して郡司刀禰等を図師に任命し指揮・監督することがこの場合の進止の具体的内容であったことがわかる。もっとも、それらは進退・進止それ自体の意味内容をあらわしているのではなくて、進退・進止を通してそこから導き出されてくる権限や内容をあらわしているといった方がより正確かもしれない。問題は、進退・進止の用例の中心ともいえる、私的個人を主体とし田畠を対象とする場合における進退・進止の具体的な内容である。そして、圧倒的多数をしめる、不動産の対象に対して進退・進止が用いられる場合、それははたしてどのような意味内容を有していたのか、この点について次に論ずることとする。

(1) ㉔は、主体が存在しないのではなく、文書の欠落により判明しないだけである。この点については後述する。

(2) ただし、進退の(3)と(4)の意味については、日本ではあまり用例は見当たらないようである。

(3) 進退の(1)の意味では、『日本書紀』垂仁天皇五年一月一日条、同景行天皇四〇年是歳条、同孝德天皇即位前紀、『続日本紀』養

老五年二月二三日条、同宝龟二年六月二八日条、同延暦八年五月二二日条等、進退の(2)の意味では、『日本書紀』敏達天皇二年是歳条、『続日本紀』慶雲四年二月二七日条、同天平勝宝五年六月八日条、同天平宝元年八月一八日条、同天平宝字八年九月一八日条、同神護慶雲元年八月八日条、同神護慶雲三年一月二十九日条、同宝龟一〇年四月一九日条、同延暦八年九月一九日条等、進止の(2)の意味では、『日本書紀』応神天皇即位前紀、同推古天皇即位前紀、同天武天皇八年一〇月是月条、同天武天皇一三年閏四月五日条等を参照。なお、賊盜律恐喝条の律疏や、『類聚三代格』卷一、天平九年三月一〇日格には、進止の(3)の意味での用法がみられる。

(4)ここでいう処分は、いわゆる太政官処分をさすものと思われる。太政官処分については、早川庄八「太政官処分について」(彌永貞三先生還暦記念会編『日本古代の社会と経済』上巻、三八七頁以下)を参照。

(5)平安期の職について、伊藤一義氏は、職務を本質とする政治的・公的な権利としている(『平安期の職について』中田薫氏の学説を中心に——)、『法学』四四卷三号、一三七頁以下)。

(6)なお、対象が複合的に表現されている場合は、個々の対象について個別にその相関関係を捉えることにする。従って、その総数は、表1において主体・対象ともに記載のある事例の総数とは合致しない。

(7)たしかに不動産を対象として進退・進止があらわれるとき、その内容に裁判権を含むような表現は平安期においては見出せないようである。ただ、有名な玉瀧庄に関する⑤の「国司進止乃国領地」というような表現は、裁判権をも暗黙の前提としているといえるのではなからうか。

三 土地法上における進退・進止

前述したように、石井良助氏の説によれば、進退・進止とは、基本的には不動産の(1)私法的処分権、(2)補任宛

行および改易没収権、(3)裁判権、を内容とする觀念であつた。そして、(3)は鎌倉期からあらわれるので、石井説では平安期における進退・進止の内容は(1)と(2)ということになる。石井氏は平安期の史料も二、三挙げているので、その点の検討から始めよう。

石井氏は、進止している土地譲与の例として、前節表1②の「此院檢校知務事、小禪師尋円成人之日、大禪師尋光預讓^二其職^一也、然者尋円為^二之進止^一、可^レ伝^二其入室末流^一」という記事を掲げている。しかし、ここでは妙香院の「檢校知務事」についてその職が譲られたのであり、職の理解に係わるかもしれないが、それを土地譲与の例として挙げるのは必ずしも適當ではない。そして、譲られた職は尋円の進止として「入室末流」に伝えるべしとされているだけであり、進止が譲与の前提にあるとか、それと密接な関係にあるということの意味する訳ではない。そういう意味では、次に掲げる前節表1⑩は、まさに寺院の土地譲与に関する例であり、そして土地譲与と進止の具体的な關係を窺うことのできる興味深い用例である(傍線筆者)。

〔^(續表)蓮花院〕

譲与

蓮華院房舎敷地等事

(中略)

右件房舎者、前大僧正御建立也、敷地又同所令相博儲給也、而彼御房御在生之時、行海律師依無居所、令預給、但不及讓狀、律師住白河之後、改初奉渡承香殿、後令住俊資入道事也、然者為彼律師之進止、所不可讓他人也、爰蒙海阿闍梨為前大僧正并予弟子、随又無住房、仍旁有由緒之、故□所讓与也、向後更以不可致他妨之狀、如件、

久寿二年四月廿七日

ここでは彼律師すなわち行海律師の進止として、房舎敷地等は他人に譲与すべからざるところとされている。そして、注意すべきは波線部分からわかるように、行海律師はこの房舎敷地等を預かったのであり、譲られたのではないということである。それ故、譲与の結果として、行海律師の進止が成り立っている訳では決してない。行海律師は、前大僧正が「在生」の時に居所がないのでそれを預かり、そこで居住していたのであろう。そして白河に移った後は、俊資入道に居住せしめていた。行海律師の進止とは、このように蓮華院に実際に居住し、あるいは誰かを居住させ、それを現に利用することを意味した。しかしながら、そのことによって蓮華院を譲与する権限が行海律師に発生したかといえ、そのようなことは全くあり得ない。蓮華院は、その寺務を統括する座主権大僧都の手によって、前大僧正および座主の弟子である豪海阿闍梨に譲与されたのである。

以上、この史料の検討だけからいえば、譲与の前提として進止があるとか、あるいは進止する者のみが譲与できるとか、そのようにいうことは全くできないことが判明したかと思う。進止は譲与の権限を当然に含んでいる訳では決してない。それは全く別次元の問題である。とはいっても、進退・進止が、譲与をはじめ、売買、処分、寄進、相博等に関する史料に多くあらわれてくることもまた事実である。平安期においてもそのような史料は多数みられる。しかし、そのことだけから進退・進止がいわば広い意味での処分権を含んでいたとするなら、それはあまりにも皮相で表面的な見解といわざるを得ないであらう。前節表1に掲げた進退・進止の用例のうち、広い意味での処分と関連しているのは、次の三二例である。数字は表1の番号を示す。

〔表3〕

譲与……	38	79	80	111	117
売買……	54	106	107	116	124
処分……	69	108	114	122	128
寄進……	37 a	37 b	66	66	89 a
					89 b
				104 a	104 b
相博……	90				

ここで注意しなければならないのは、この進退・進止（厳密には進退）の用例の多くが領掌や領知と並置された形をとっていることである。傍点を付したのがそれである。(117)(106)(114)(90)の四例は領知と並置されている。(138) bは欠字があり、「知」の部分しかわからないが、おそらく領知とあつたのであろう。(139)も欠字により確認できないが、「平安遺文」で推測されているように領掌か、あるいは領知またはそれに類する文字があつたものと推測される。その他はいずれも領掌と並置されている。そして、領掌や領知と並置されないのは全部で九例である。ここには進止は三例あらわれているが、それらはいずれも単独で使用されている。すなわち、領掌や領知と並置されるのは進退に限られている。広い意味での処分との関連で用いられる場合以外においても、一般に進退が領掌と並置される例は非常に多い。その点では、進退と進止はいささか語感を異にしていたようである。³⁾

ところで、「平安遺文」を調べればすぐに誰しもが気づくことであろうが、広い意味での処分との関連で領掌や領知があらわれる例が多数存在する。とりあえず目にしたものを拾っただけでも次に掲げるぐらいある。綿密に拾えばもっと多数あるであろう。数字は「平安遺文」の文書番号を示している。

〔表4〕

充行……	329	3505	2799	202	4018	36	688
	4972	4968	3352	1922	4066	211	1697
			3675	2269	4078	215	1880
			4154	2423	4082	239	2410
				2717	4111	300	2758
				2906	4125	317	2856
				3601	4213	323	3138
				3870	4969	352	3312
				3926		604	3416
				4067		705	3456
				4090		971	3464
						1097	3579
						1392	3612
						1886	3682
						2013	3768
						2173	3802
						2316	3811
						2319	3824
						2358	4271
						2372	4656
						2659	
						2782	
						2817	
						2824	
						3027	
						3149	
						3168	
						3186	
						3317	
						3365	
						3423	
						3440	
						3498	
						3499	
						3533	
						3635	
						3654	
						3667	
						3823	
						3914	
						3918	

この中には、進退・進止と並置されている前記の例は入れていないので、それを加えるとその数はもっと増えることになる。すなわち、掲げられたものだけでも、領掌・領知単独で88例、進退・進止との並置で23例、計111例を数えることになる。数だけではない、進退・進止よりむしろ領掌・領知の方が広い意味での私的処分とより密接に関係していたといえる。そして、内容的にも領掌・領知がそのような私的処分の前提とされていたことを窺わせる史料がある。次に掲げるのは『平安遺文』一三九二号の「僧頼禪家地売券」である（傍線筆者）。

謹解 申売渡領地事

合拾陸丈陸尺陸寸 東西五丈七尺五寸
南北二丈八尺九寸

(中略)

右件地、元者伊賀大進藤原基家之従手、僧頼禪之買得領掌年久、而直依有要用、充直米拾石絹肆佰疋、売与典藥吏生清原市清已畢、但至於本公驗者、依有類地、不能副渡、以此新券文、為累代之公驗、可被領掌、仍放券文如件、

承德式年三月五日 売人僧（花押）

これによると、当該領地は、藤原基家↓頼禪↓清原市清と転売されていったのであるが、最初の売買によって頼禪はこの領地を領掌し、それに基づいて第二の売買を行なった結果、今度は清原市清がその領地を領掌するようになったことがわかる。Aが領掌する土地をBに売買し、Bがその土地を領掌するようになったのである。すなわち、領掌は売買の前提でもあり、その結果でもあったといえよう。そして注意すべきは、第二の売買において、本公驗が「類地」のあることから渡されず、新しく券文を作成しそれをもって「累代」の公驗としたということである。土地売買において最も重要なのは、領掌の移転であり、それに基づいて新しく券文を作成することも可能であった。このようなことからいえば、売買の根拠および効力は領掌の移転にあるといってもよいであろう。『平安遺文』三六号の「太政官符案」には、「件庄地、以去八月十一日、故親子内親王乳母毛野好子自手、於官売進既畢、為變領掌」（傍線筆者）とあり、売買することによって領掌が変わるものとされている。そして、『平安遺文』三二三八号の「後白河院牒下文」には、「当庄立券之後、雖及卅余年、全無国司之妨領掌、相伝券契明白也、爰繼母故頭隆卿女子以次第文書、讓与昌雲、仍以領知、更無他妨」（傍線筆者）とあり、讓与についても讓与の前提および結果として領掌・領知があったことがわかる。

以上の検討によって、領掌・領知こそが広い意味での私的処分と密接に関係しており、それが絶対的必要条件であったか否かは別として、ある土地を領掌・領知することによってその土地の売買やあるいは讓与等を行なう

ことが可能であったということは確かであろう。既に井ヶ田良治氏が述べているように、平安期においては、知行は多く事務・職務の執行に用いられるのに対し、領掌はもっぱら所領の支配に用いられる。領掌・領知は近代法的な意味での単なる占有ではなく、それは一定の権限に基づく土地の現実的もしくは観念的な支配権として、譲与・売買等に関する私的処分権をも内包していたといえる。それ故、表3において領掌・領知と進退・進止が並置される場合、譲与や売買等の私的処分は、進退・進止を根拠にしてではなく、領掌・領知に基づいて行なわれたと考えられる。それでは表3において、領掌・領知と並置されず、進退・進止のみがあらわれている場合はどのように理解すべきであろうか。既に述べたように、⑩においては、進止は譲与と特に関係する訳ではなく、譲与の前提として進止がある訳ではなかった。同じことがその他の場合にもいえるか、検討を加えよう。まず⑪であるが、それは「右大臣藤原宗忠讓状写」と題される次のような史料の中にある（傍線筆者）。

中御門右大臣宗忠公讓状案

越後國小泉庄、自大宮右大臣殿御時^①領此家也、而今日々次宜也、相具文書絵圖、渡奉長男中将、但於年貢者、隨出來平均可被分与五人也、是雖非幾物、只志之所之、所注置也、於預人者、隨其勤否、可進止給也、抑国司有停廢之時者、早申殿下可沙汰也、定有許容歟、仍所申付如件、

保安四年八月八日 判

この史料は、『平安遺文』では、「本書稍疑ハシ」とされている。従って、第一に当時のものとしてどれ程信用がおけるか不安がある。内容的には譲与というより、むしろ処分に関するものである。これによると、小泉庄は長男中将に文書絵圖を添えて渡されるが、ただし、年貢は平均して五人に分与されるべきとしている。そして、

進止を含む一文が、そのこととは別の問題に関して、すなわち預人についてその「勤否」に従って進止すべきという形でおかれているのである。ここでの進止の主体は必ずしもはっきりせず、一応長男中将と考えたが、いずれにせよその対象は預人であつて小泉庄ではない。ここでは小泉庄の譲与ないしは処分との関係で、進止が用いられているのではないことは明らかである。

次に、㊸aであるが、これは「藤原武国田地売券」と題される次のような史料の中にある（傍線筆者）。

謹辞 永沾渡進治田立券事

（中略）

右、伴治田元者、故友近之領財也、而友近之手より重友処分得天進退、重友之手より武国得天進退（マテ）之間、更無他妨、而依急用有、限件直物、永所沾渡進伊勢行成如件、然者次第本目錄相副、新立券、以辞、

長寛三年三月一日 藤原（花押）

ここには二ヶ所進退があらわれるが、後者の㊸bは前述したように領知と並置されていると推測したものである。前者の㊸aは、確かに一見すると処分に関係していそである。しかし、この史料だけでは両者の関係は具体的にはなんともいい難い。処分に関する次の史料がその点ではより明確である。ここでは処分に関して進退とだけあつても、売買との関連では領知と並置されていることのみを述べておきたい。

「大江通光処分状」と題される、㊸に関する史料は、次のようなものである（傍線筆者）。

「母乙姫可被憐愍、

処分給庄壹所事

在近江国愛智郡尊勝寺御香園

右、件庄親父大学頭朝臣(通達)以相伝私領、寄進御寺、而子々孫々相繼可令執行庄務之由、所被申下宣旨也、而女子伊豆前司上処分畢、但見存之間、可進退之状、如件、

保元三年八月二日散位大江朝臣(通光)(花押)

この史料によると、大江通光の父通盛により尊勝寺に寄進された相伝私領は、子々孫々相繼して庄務を執行すべきものとされておられ、通光はその庄務執行権を女子(伊豆前司上)に処分したことがわかる。しかし、この時通光はまだ生存中であり、見存の間は相伝私領を進退すべしとしている。ここでは処分とは別に進退が行なわれているのである。

⑧も処分と進退の關係を具体的に示しており、それは「大中臣某畠地去渡状」と題される次のような史料の中にある(傍線筆者)。

二女子大中臣宮古曾子加渡畠地壹杖事

在度会郡上宇羽西村内字太良垣内者

四至有先処分文

右、件畠地百八十步、以先年之比、為後家分内、年来進退、爰依二女子分不足、件畠百八十步之内、壹杖加

故親父分配之内、所永渡如件、仍為後代、注事状、以解、

永曆二年三月廿三日

ここでは処分の後に、大中臣宮古・曾子に皇百八十歩のうち杖杖を更に渡したのであるが、問題はその主体は誰であったかということである。この文書の発給主体が欠落しているので確かなことはわからない。しかし、『平安遺文』の表題にあるように、大中臣の一族の誰かと考えるのはまず自然であろう。そして、この皇は処分により後家分とされていたのであるから、それを故大中臣の寡妻に求める想定も生じるであろうが、しかしこの考えは成り立ち得ない。というのは、故大中臣をここでは故親父と称しており、それは文書の発給主体からみての呼称としか考えようがないからである。とすれば、主体は故大中臣の子、おそらくは嫡子であったとしか考えようがない。従って、進退の主体も、故大中臣の子である。処分の結果、後家分として故大中臣の寡妻が領掌することになった皇を、その子が進退したのである。⁽⁵⁾ 領掌と進退は多くの場合同一の主体に属するが、分裂することもあり得た。ここでも進退は処分と直接に関係しているとはいえないのである。そして、二女子に対する皇地の増加は、進退に基づいて譲与されたのではなく、「加故親父分配之内」とあるように、あくまでも処分の内訳に関する問題として捉えられているのである。

最後に、寄進に関する用例を検討しよう。まず、次に掲げる④の「藤原永範寄進状案」の例である（傍線筆者）。

〔補録④〕
「寄文案」

寄進 所領牧宅処事

（中略）

右件牧元者、親父文章博士永実朝臣之外戚、先祖大江公資朝臣私領也、而以去長曆年中所寄進故民部卿長家卿家也、（ツマ）今降公資朝臣処分嫡男広経朝臣、広経処分于外孫永実朝臣、永実処分于永範、次弟相伝領掌年尚矣、又従彼民部卿家、九条前太政大臣家伝領、次同俊家又領知、即為本家、勤仕年貢雜事之間、全無有半範、然間彼本家去天永三年之比一切経被書写之時、件料准物式万伍千疋、親父永実朝臣、依進止、永所沽却給也、其後為私領年序漸積、而今為募權威、所寄進円勝寺也、御年貢者、

(下略)

この史料も一見すると、永実朝臣が進止に基づいて牧を沽却したかのようにみえる。しかしながら、この史料全体を検討すると決してそのようにはいえないことがわかる。この牧の伝来を記述した部分によれば、この牧はもともとは永実の外戚大江公資の私領であり、長曆年中に故民部卿長家卿家に寄進されたということである。そして、公資↓広経↓永実↓永範と処分され相伝される一方、寄進された側でも、民部卿家から九条前太政大臣家に伝領され、俊家が本家として領知することとなった。その間特に問題はなかった訳であるが、本家が天永三年の頃に一切経の書写にあたって料物を必要としたため、この牧が沽却されることになったのである。そして、その後永実・永範の私領として年序を積んでまた再び今度は円勝寺に寄進されることになった。このような経過を通してみると、この牧を沽却した主体は本家としての俊家と考えざるを得ない。それは本家職の売買であり、しかもそれを買取ったのは永実と考えられる。何故なら、円勝寺への再度の寄進までこの牧は、本家をおかない私領として存在したと思われるからである。以上のような解釈がもし許されるならば、進止に係わるこの一文の意味は、「(本家の俊家は、)永実が(この牧を)進止していたので、(永実にこの牧の本家職を)永く沽却した」ということになろう。このように、寄進状にあらわれてはいるが、ここでの進止は沽却⇨売買との関連で問題と

なった。しかし、ここでも進止に基づいて沽却がなされたのではないことが明らかとなった。進止と沽却の主体は、違っていたのである。なお、表4には掲げていないが、この史料にみえる領掌は、処分との関連で用いられている例の一つに加えることができるであろう。

㊦ a ㊦ bは、「下総権介平経繁私領寄進状案」と題される一連の史料の一部にあらわれる。それは、次のようなものである（傍線筆者）。

正六位上行下総権介平朝臣経繁解申 永奉附属所領地事

合卷処

(中略)

右件地、為先祖相伝所領、敢無他妨、而任処分文、進退之間、更無異論処、為仰神威、定永地、相副文書等、所奉附属於皇太神宮權神主荒木田延明如件、但至于田畠所当官物者、令進退当時領主給、於加地子并下司、令相伝経繁子孫、預所者可令相承入口人散位源朝臣友定等子孫矣、仍為代明鏡新立券文謹解、

(後脱)

大治五年六月十一日

正六位上行下総権介平朝臣（花押影）

二ヶ所あらわれる進退のうち、前者の㊦ aは確かに処分の結果でもあり、また寄進の前提でもある。処分との関係では前に処分のところで述べたようなこともあり、ここからだけではその具体的な関係はよくわからない。問題は寄進との関係であるが、その点については後者㊦ bの進退と合わせて考える必要がある。後者の進退の主体は、当時領主であり、具体的には皇太神宮權神主荒木田延明をさす。そして、その対象は寄進者経繁の相伝所

領の田畠所当官物をさす。従つて、この進退が寄進の前提となつていたのでないことは明白である。寄進の結果、領主荒木田延明が所当官物を進退し、寄進者平経繁の子孫が加地子・下司を相伝し、口入人源友定等の子孫が預所を相承することになつたのである。このような徳分の寄進においては、所領そのものの領掌より、所領から産み出される果実、すなわちその生産物を把握することの方がむしろ重要であつたといつてよい。前者の進退も、いわば後者の進退に引きずられるような形で、そのような意味合いで用いられたのかもしれない。

④bは、同じく相馬御厨に関する寄進状にある。寄進の経緯等については、安田元久氏の研究に詳しい⁶⁾。こゝでの進退の用法は、前の④bの場合と全く同一であるので、史料は特に掲記しない。それは、やはり寄進の結果として徳分に関して用いられている。

以上、迂遠な考証を続けてきたが、要するにここでもいいことは、進退・進止に不動産の私法的処分権が含まれている、というようなことは全くないということである。ただ処分や寄進との関連では、やや微妙な場合が含まれているが、それは、処分による田地の移動が必ずしも即時的・確定的なものでなかつたり、寄進の場合徳分の把握の面がより重視された、という特殊な条件によるものであろう。進退・進止が処分や寄進との関係であらわれているとしても、それはそのような処分や寄進の対象となつている田地の状況を単に事実として述べているにすぎず、進退・進止が処分や寄進の法的根拠になつていたことを示すものではないと考えられる。一般的にいえば、平安期においては検討した史料による限りでは、領掌・領知こそが田地の譲与や売買と密接に関係しており、そのような私的処分の根拠となつていたといつてよい。

次に、石井説の第二に掲げられている補任宛行および改易没収権との関係について検討しよう。平安期の史料として、石井氏は東大寺文書から二例紹介しており、それぞれ補任と宛行に関するものである。補任に関するものは、表1②bであり、それは次のような史料にある（傍線筆者）。傍線部分a、a'の進退が②aの用例に相当し、

b、b'の進退が㉒bの用例に相当すると一応いえるが、実質的な差異はあまりない。

以件把岐庄充長講料之由、定示寺家已了、今須唯令長講僧等一向進退、^a

検田収納不可遣寺政所使、便令修僧等檢知之也、 在御判

金堂長講僧等解 申請 府裁事

請被蒙 裁定進退把岐庄檢見作収納并庄司等狀

右謹案事情、件堂被寄把岐庄可進退^b之由、府牒重疊也、而時三綱等、乍見其府牒旨、或庄司暗以補任、或檢見作収納事、任例可執行由云々者、不蒙裁定、不可有、仍録狀言上、抑興法之道自然退、修僧之心又以解、望請 府裁、將以件庄之事進退^b、仍録事狀、請府裁、以解、

永祚二年七月廿七日 専寺僧覺運

五師僧慶源

確かに、この史料では、把岐庄は本来観世音寺金堂が進退すべきにもかかわらず、三綱等が庄司を実質的に補任している状況が非難されており、進退が補任と係わっていることは否定できない。進退・進止の対象が職である場合、その中心的内容はやはり補任宛行であろう。また直接に人間を対象とする場合、特にその人間が官人や荘官的な存在であれば、そこでも補任に係わる問題が当然重要とされたであろう。前節で述べた㉒bや㉓は、そのような状況を具体的に示している例といつてよい。このように、進退・進止がその内容として補任宛行を含む場合があることは確かであるが、ただその場合、職や人間が直接に対象となっている場合と、庄や田畠等が対象とされている場合と、両者を全く同一に考えてよいものであろうか。進退・進止が庄や田畠等を対象としている

場合、補任宛行が問題となるのは、その庄や田畠等を管理する荘官的な存在に対してであり、それはいわば間接的に問題になるにすぎない。それは、そのような田地を対象とする進退・進止の直接的な内容とはいえないであろう。

そうといった意味で、前記㉔bに関する史料を再度見直すとき、そこにみえる進退をはたして補任との関係だけで捉えているのか、些か疑問に思えてくるのである。少なくともこの史料全体を検討すれば、補任との関係だけで考えるのは一面的といわざるをえない。というのは、補任のすぐ後には「或検見作収納事」と続いており、また事書に続く部分にも「検見作収納并庄司等」とあって、庄司の補任とともに検田と収納が掲げられているからである。そして、袖書の表現によれば、「検田収納不可遣寺政所使、便令修僧等検知之也」ということであり、検田収納のためには寺政所使を遣わすべきではなく、修僧等をして検知せしむとされている。いわば検田収納が目的であり、庄司の補任はその手段にすぎないといつてよい。袖書によれば、把岐庄をもって長講料に充てたが故に、金堂長講僧等が把岐庄を進退することになったのである。従って、把岐庄の進退とは、結局のところそこから長講料分を収益するということにほかならない。そのためにはまず収納が問題となり、それを実現するために検田が必要となり、そしてそれらを取り行なう庄司が補任される。この場合、進退する主体が限定された特定の人間であり、しかもその人間が自ら独力で収納を行なうならば、そのような庄司の補任は勿論必要ではない。

このように、田地等を対象とする進退・進止においては、何よりもそこからの収益の把握こそが基本的・本質的問題であり、補任宛行はそこから派生する二次的な問題にすぎないといえよう。石井氏が補任宛行に係わるものとして挙げているもう一つの史料、すなわち表1㉔bにおいても、「偏令制止領主之進退、恣充行他人、悉収公田畠、所当之地利一切不令知領主」(傍線筆者)とあるように、他人に宛行したことだけでなく、むしろ田畠所当の地利を領主から奪ったということが問題とされているのである。前述したように、寄進との関係で進退

があらわれている^㉞ b^㉞ b^㉞においては、寄進の結果領主は徳分を進退したのであり、寄進の場合、田地の生産物を把握すること、すなわち収益が最も重要であった。前述の表4において、領掌・領知のあらわれる例が、寄進に関しては譲与や売買にくらべると比較的少なく、そして逆に表3において領掌・領知と並置されず進退・進止のみがあらわれる例が寄進の場合に最も多いことは、以上のような点から理解されねばならないであろう。

田畠や宅地等の土地および不動産を進退・進止するということは、進退・進止の一般的意義でいえばそれらの土地・不動産を意のままに支配し統御することを意味するが、その実質的な内容の中心は、それらを利用・使用し、そこから便益を得、あるいは経済的利益を獲得することにほかならない。使用・収益こそ、土地法上における進退・進止の本質部分をなすものといえよう。前述したように、^㉞の場合においては、寺院の房舎敷地等を居住に利用することを実質的な内容として、進止が用いられていた。また、前節で(C)の場合の最初の用例として掲げた^㉞においては、戸主等が庄内公田を進退領掌すべきものとされているが、そこで進退の内容として考えられることは、ある意味では当然のことではあるが、その田を耕作し、そこから収穫を得ることである。勿論、田租や正税出挙に相当する部分は控除されるとしても、何らかの収益は挙げ得たはずである。土地・不動産を対象にして進退・進止という用語が用いられる場合、その土地・不動産の利用・使用ということは当然のことであり、そのことが特に史料上に示されることは少ないが、収益については、その配分や帰属をめぐる問題との係わりで、史料の上にも明示的にあらわれてくる場合がままある。

次に掲げるのは、「後白河上皇院宣」と題される、表1^㉞に関する史料である(傍線筆者)。

〔端裏(二カ)
「寿永元年停止平家無道院宣之正文」〕

東大寺領清澄庄内六町二段半、前内府家領為其妨之条、尤以不便、早停止無道、寺家進退、宣令進官物已下

雜事者、依 院宣、上啓如件、

〔寿永元年〕
八月五日 権右中弁 〔花押〕 奉

進上 前大僧正御房

この史料は、院宣の原本の伝存する古いもの一つとされており、異筆の注記や端裏の記載ではその年次は寿永元年（一一八二）とされているが、実際は寿永二年（一一八三）のものではないかと推定されている。⁽⁷⁾この院宣によって東大寺領清澄庄に対する前内大臣平宗盛の押妨を停止したのであるが、注目すべきは「寺家進退」と命じたすぐ後に、「官物以下雜事」を進ぜしむべきとしている。官物雜事等を寺家が収納すること、そのことがまさに「寺家進退」の具体的な内容であったのである。

また、「大和国箬川村刀禰解」と題される、表1⑤に關する史料は次のようなものである（傍線筆者）。

箬川村刀禰等解 申請 御下文事

言紙 被載下給故兼道男女子共相論田畠可弁定言上事

（中略）故兼道所領箬川田畠男女子共相論、男高末者未処分所号可領知之由、売与於澄周院、如姉子者、^(女)称自得分所渡給於能春、是以澄周院与能春之相論者、只高末与姉子相論不切所致而已、彼兄弟相論絶者、此二人訴止者、（中略）抑箬川村田畠号父未処分之处、高末更不可進退、実為姉子之得分也、（下略）

この争いはそもそもは澄周と能春に始まったのであるが、その過程で、相論の対象となっている箬川村田畠を両者はどのような形で入手したのか、その伝来経過が問題となった。そして、この事件の裁定を任せられた興福

寺によって、事実関係の調査が現地の箆川村刀禰に依頼された。この史料は、それに対する箆川村刀禰の解答である。⑤⑥に関する史料はそれを受けての裁定結果であり、ここにも箆川村刀禰の解が引用されている。さて、澄周と能春への伝来経過に関して、高末は当該田畠を領知し澄周に「売与」したとし、姉子は得分と称し能春に「渡給」したとするが、箆川村刀禰は後者の主張に理ありとした。傍線部分にあるように、高末の進退が否定され、姉子の得分が認められたのである。得分を入手すること、それがすなわち進退の意であった。

さらには、⑦は「鳥羽天皇宣示案」にあり、次のような史料である（傍線筆者）。

応令山城国拒捍使檢非違使、召問対捍輩、注進由緒、鴨御祖祝鴨県主惟明訴申
当社領蓼倉郷中作有限神戸田、同意河合社祝同伊光、致濫妨、取失御禰押作事

副下 対捍輩交名彙通

右、得惟明今月十五日解状你、謹檢案内、去寛仁年中自被奉北辺皇大神之後、以其応輸物、勤仕月次神事宛
用日次供膳、而作手等或寡權門勢力、施私威耀、全不從社役之時、注子細經奏聞剋、於帶三代国司与判公驗
者、弁済社家地利、不可止作手、於不帶判田地者、為不輸神領、可為社進止之由、長元年中重被下宣旨畢、

（下略）

鴨社は蓼倉郷神戸田からの応輸物をもって神事を営んでいたのであるが、作手等が対捍するので朝廷に訴え出、既に長元年中に宣旨を得た。そのことが惟明の解に引用されているのであるが、ここでいう進止の内容は要するに應輸分を鴨社が得るということである。それが不輸神領として進止するという意味である。掲記していないが、その後、さらに「官物以下社役」を対捍する輩の作田に対し神を立てたところ、河合社祝伊光がそれを抜き取っ

てしまふという事件が発生する。鴨社が進止する神戸田に対する関心は、もっぱら社役・地利の確保にあったといえよう。

このように、進退・進止の具体的内容は収益という面にあるが、そのことを直接的あるいは間接的に示す史料は、これだけに留まらずまだまだ多く存在する。^⑬では、「右油山、彼宮燈分令奉給已畢、仍所仰如件、山司宜承知、自今以後、随彼宮進退、不可疎略」(傍線筆者)とあり、油山に対する進退とは、要するにそこから燈分を得ることであつた。^⑭では、「件坪坪田本自寺家司不知行、唯五師大衆一向所進退執行也、即為每年事、以二月廿五日、大衆集会食堂、悉以見沽納直物、勤仕會事」(傍線筆者)とあり、「十五箇坪坪田」の進退とは「見沽納直物」を得ることであつた。そして、それによって会(御齋会)を勤仕していたのであるが、執行が進退と並置されているのは、そのことと関連するであろう。^⑮では、「件高庭里母底両里雖有当郡内、春宮大夫殿御領富坂御庄之内、為一郷不入勘検田使、隨則無進退国郡、何況乎臨時雜役切物充負哉」(傍線筆者)とあり、高庭母底両里は不入の莊園として、進退する権限のない国郡は、臨時雜役等を課することはできなかった。^⑯には、「次小泉庄者雖為寺領、範俊先祖相伝庄也、設横雖可執行蔓茶羅寺、於相伝庄者、專任意不可進退」(傍線筆者)とあるが、ここで問題とされていることは、具体的には「兼又大和国字小泉庄差遣数多使者、檢封所納之物、責陵住人」(傍線筆者)という義範の行動だつたようである。所納物の檢封が進退の一内容であつたといえる。

さらには、^⑰では、「男禪師如私領進退、於年貢者、令進納寺家、至于余事者、只任心之由」(傍線筆者)とあり、年貢を寺家に進納し、年貢以外の余事を自由に処理し得ることがここでの進退の内容であつた。^⑱では「又柚工元来被免雜役畢、是以家地并寺奴、共非国掌^(掌)之進止也」(傍線筆者)とあり、雜役免が国司の進止との関連で捉えられている。^⑲aでは、「当庄者是寺僧戒和上戒籠去天曆年中、以私領田畠、所施入件燈明供花料也、厥後偏為寺家進退、經数百歳、更無牢籠、廼任素懷令備進燈花」(傍線筆者)とあり、燈明供花料を得ることが進退の具

体的内容であった。^⑩では、日吉社に寄進された宇田河庄について、「偏本社進止也、於今者任寄文旨、□心蒙為沙汰人、毎年令備進御年貢、不可有懈怠之状如件」(傍線筆者)とあり、年貢を備進せしめることが進止の具体的内容であった。^⑪aでは、「諸寺諸社之領者、各為本所之進止、不能領主之任意、何況恒例之年貢、臨時之課役乎」(傍線筆者)とあり、収益との密接な関連を示している。^⑫bでは、「当御牧者、牧内加納相交、雖所役異、皆是殿、下政所御進止也、雖有領主、令不相催公事雜事、只所募加地子許也」(傍線筆者)とあり、この場合の進止の具体的内容は、領主には認められない公事雜事の收納であった。

進退・進止と収益の関連を示す例は、まだほかにも少なからずあると思うが、さしあたり一見明白なもののみを以上列挙した。このように、進退・進止は本質的に収益と深い係わりをもった概念である。そのことは、そのような収益物を直接の対象として進退・進止が用いられるという現象にもつながる。前節で述べた進退・進止の対象のうち、(ト)国家的・領主的收納物、および(チ)国家的支給物は、多くの場合結局のところ田地等からの収益の取得に帰着することが多い。土地法上の観点からみれば、それらの進退・進止は、その最も本質的な用法に通ずるものといえよう。最後に、ある意味では進退の内容を総括的に示していると思われる^⑬の用例を掲げよう。それは、「讃岐国尊茶寺僧善芳解案」と題される、次の史料にある(傍線筆者)。

(前略)

右、件寺領之内、従本為永年寺領^と、更無他妨、而件行遠押作天每年仁判地子不弁申、仍今年寺家耕作并

可地子弁申、他人仁充行^と、裡仁、如此成論申天不令進退、仍言上如件、望請留守所裁、任郡司所定、被裁下件田、仍注事状、以解、

(後略)

これによると、寺領田の地子を行遠が毎年「弁申」しないため、今年は寺家が耕作し地子を「弁申」すべく、他人に寺領田を充行するということで、行遠に寺領田を進退せしめないこと⁽⁸⁾にし、その旨を留守所に言上、その裁下を善芳は請うたのである。行遠が否定された進退の内容は史料に直接にはあらわれていないが、行遠に代わって寺家の取ろうとした行動から推測できる。すなわち、耕作し地子を弁申するため、他人に充行するということである。まさに耕作と地子の「弁申」が進退の直接的内容であり、充行はそこから導き出される間接的内容をなすといえよう。

以上、土地法上における進退・進止という概念の内容について、石井氏の所論の検討を行ないつつ述べてきた。その結果、土地法上において、進退・進止が不動産の私法的処分権を含むことは全くあり得ず、それは本質的には不動産の使用・収益権を意味したことについて述べた。

(1)【平安遺文】二八四二号には、やはり僧名を欠いた座主前権大僧都の起請文案があるが、おそらく同一人物によるものであろう。これが天台座主を指すのであれば、「天台座主記」(『群書類従』四輯)によると四八代権僧正行玄ということになる。しかし、「僧綱補任」(『大日本仏教全書』六五巻)によれば、行玄は長承四年(一一三五)に権大僧都となり、保延四年(一一三八)に権僧正となっている。従って、久寿二年(一一五五)の時点では、権大僧都としてあらわれるのはおかしいということになる。ただし、「史料総覧」巻三には、久寿元年(一一五四)正月一三日に行玄が官職を辞せんとしたが却下されたこと、そして三月三日には大僧正以下の諸職を辞したことがみえている。僧官の表記が統一を欠くのは、このような事情と関連するのかもしれない。この座主は天台座主と関係ないからなのか、よくはわからない。しかしながら、この文書の発給者である座主権大僧都は、自らを「子」と称しており、行海律師でないことは確かであろう。

(2) ここでいう処分は、所領・財産の相続に關して行なわれる措置のことをいう。

(3) ただし、進止と領掌が並置されることは全くなかった訳ではなく、^⑧はその唯一の例である。この史料については、小松茂美『平家納経の研究』研究編上、五〇五・六頁を参照。

(4) 前掲論文一三頁。

(5) 『平安遺文』二七七一号は、後家の私領等をその子が譲与するために作成された讓状である。同じく補三一七号には、後家領地の売人に嫡子の名がみえる。また、補一一九号には、家地売券の主体として嫡女子と後家が相並んであらわれており、補四〇七号においては、嫡男と後家が一緒に田地の宛行をしている。名義上は後家が領掌する所領であっても、実際上はその子、とくに嫡子が管理・支配することも多かったのではないかと思われる。

(6) 『日本初期封建制の基礎的研究』一九一頁以下、二二二頁以下。

(7) 『日本古文学書学講座』3 古代編II、一五―八頁。

(8) これは実質的には、改易あるいは没収とよく似た現象とみることができるともいえない。しかし、平安期においては、進退・進止の内容として改易・没収そのものがあらわれることはまずないといつてよい。

四 　　むすび

平安期における進退・進止について、その用例を広く一般的に考察し、様々な主体や対象とともに用いられていることをみた上で、その中心をしめる土地法上の用法について詳しく述べた。その結果、用益に關する知行に對し、進退・進止は広義の意味での処分を内容とする觀念であるという、石井良助氏の説とは全く正反對の理解に至らざるを得なかった。すなわち、平安期においては知行よりも一般的に用いられる領掌・領知こそが広義の

意味での私的処分に深く係わっており、進退・進止は使用・収益を本質的な内容とする観念であったということである。勿論、石井氏の主張は主として鎌倉期の史料を根拠にして成り立っているのであり、その全面的な検討は今後の課題といわざるを得ない。それは、同時に知行に関する再検討をも必要とするであろう。

ただその後の展開との関連でいえば、江戸期においても田地や不動産に対して進退という表現が用いられるが、石井氏はそれを用益の意味に解している。⁽¹⁾ 石井氏の場合、中世の処分から近世の用益へと、進退の意味が変化したと考える訳である。そのような変化は、江戸時代のごく初期に生じたと考えられているようであり、⁽²⁾ 石井氏は、分国法にみえる進退・進止を私法上の処分の権能を意味していると解するとともに、⁽³⁾ 近世のごく初期において収納の意味で用いられている進退の例を挙げている。⁽⁴⁾ しかし、本稿で論じたように、平安期における進退・進止の土地法上の観念が使用・収益にあるとするならば、そのような進退・進止の本来の意味が、形を変えて江戸期にまで伝えられたものと考えることができるとは言いえないであろう。

なお、本稿を草するにあたって、史料と文献の所在について本学文学部の棚橋光男氏および東北学院大学法学部の伊藤一義氏に御教示・御援助を頂いた。記して感謝申し上げます。そして、括結に際し、鈴木先生の一層の御壮健と御学問の完成を心からお祈り申し上げます。

(1) 前掲『江戸時代土地法の生成と体系』三四・五、三五〇―二、四五五―七、五〇六、五三八・九頁等を参照。

(2) 同右、三九・四〇頁。

(3) 同右、一三七頁。

(4) 同右、一七三・四頁。